

○国立大学法人筑波大学利益相反規則

〔平成17年9月29日〕
法人規則第50号
改正 平成19年法人規則第7号
平成19年法人規則第44号
平成21年法人規則第48号
平成24年法人規則第58号
平成27年法人規則第28号
平成28年法人規則第12号
平成29年法人規則第30号
平成30年法人規則第49号
令和元年法人規則第32号
令和2年法人規則第34号
令和4年法人規則第9号
令和4年法人規則第40号
令和5年法人規則第51号

国立大学法人筑波大学利益相反規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 業務の実施体制（第4条－第7条）
- 第3章 研究計画の利益相反に関する審査（第8条）
- 第4章 個人としての利益相反（第9条－第13条）
- 第5章 組織としての利益相反（第14条－第17条）
- 第6章 雑則（第18条－第20条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法人規則は、職員等の産学官連携活動等に伴い生じる利益相反問題に適切に対処することにより、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が行う産学官連携活動を推進するとともに、法人及び職員等の社会的信用及び名誉を保持することを目的とする。

（基本方針）

第2条 利益相反は、法人が社会との連携を深めていく上で日常的に生じ得ることであり、それらを放置することなく適切に対処することは、法人が社会からの信頼を維持し、職員等の名誉を確保していく上で不可欠の課題であるとの認識の下に、産学官連携活動等に伴い生じる利益相反に法人として組織的かつ効果的に取り組んでいくものとする。

2 産学官連携活動は、法人が社会からの多様な要請に応じて課題の解決に貢献していくための重要な手段の一つであることに鑑み、利益相反に取り組むに当たっては、産学官連携活動を委縮さ

せることのないよう、留意しなければならない。

(定義)

第3条 この法人規則において「職員等」とは、法人の役員及び職員をいう。

2 この法人規則において「産学官連携活動」とは、次の各号のいずれかに該当する活動をいう。

- (1) 受託研究（国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則（平成16年法人規則第41号。以下この号及び次項において「外部資金研究取扱規則」という。）第2条第1号に規定する受託研究をいう。以下同じ。）、共同研究（外部資金研究取扱規則第2条第2号に規定する共同研究をいう。以下同じ。）、学術指導（外部資金研究取扱規則第2条第3号に規定する学術指導をいう。）、特別共同研究事業（外部資金研究取扱規則第2条第4号に規定する特別共同研究事業をいう。）その他の法人と企業等が連携して行う研究その他の活動
- (2) 法人が受け入れる寄附金等（国立大学法人筑波大学寄附金等取扱規程（平成18年法人規程第32号）第1条に規定する寄附金等をいう。ただし、寄附者が個人名義のものを除く。以下同じ。）
- (3) 職員等が、企業等において自らの研究の成果等を活用して研究その他の活動を行うため、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号）その他の法人の規則の規定に基づき、法人の許可を受け、又は法人に届け出て行う兼業
- (4) 職員等が、法人における研究の成果等を活用して事業を行う企業等に対してする出資
- (5) 法人が、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第2条第1項の特定大学技術移転事業に対して行う出資
- (6) 法人が、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条に基づいて行う出資並びに人的及び技術的援助の業務
- (7) 職員等又は法人が、自ら有する知的財産権（国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）第2条第1項に規定する知的財産権をいう。第15条第1項において同じ。）を企業等を実施させ、又は譲渡する行為
- (8) 前各号に定めるもののほか、国等の制度により産学官連携活動として位置付けられたもの

3 この法人規則において「企業等」とは、外部資金研究取扱規則第1条に規定する企業等をいう。

第2章 業務の実施体制

(利益相反に関する業務を行う特別な組織)

第4条 本部に、利益相反に関する業務（利益相反に該当しないが、法人以外の者から利益相反と認識され、又は認識されるおそれがある状況に係る業務を含む。）を一体的に行うため、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織を置く。

2 前項の特別な組織に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(利益相反委員会の設置)

第5条 前条第1項の特別な組織に、利益相反に関する事項を審議するため、学内の職員等により構成する利益相反委員会を置く。

2 利益相反委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(利益相反アドバイザーボードの設置)

第6条 第4条第1項の特別な組織に、利益相反委員会の審議の適正と客観性を担保するため、第12条第1項の学長の勧告に対する職員等の異議申立てその他利益相反に関する事項を審議する機関として、外部の有識者により構成する利益相反アドバイザーボードを置く。

2 利益相反アドバイザーボードの組織及び運営に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(利益相反アドバイザーの設置)

第7条 第4条第1項の特別な組織に、利益相反に関する企画、調査研究、アドバイス等の支援、普及等の業務に従事するため、利益相反アドバイザーを置く。

2 利益相反アドバイザーの指名その他その設置に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第3章 研究計画の利益相反に関する審査

(研究計画の利益相反に関する審査)

第8条 人を対象とする研究その他研究計画の利益相反に関する審査については、それぞれの専門とする研究分野に関連して審査するため、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第47条第1項に規定する系又は同規則第62条第1項に規定する附属病院に置かれる利益相反委員会又は研究倫理審査委員会において、行うものとする。

第4章 個人としての利益相反

(個人としての利益相反の定義)

第9条 この法人規則において「個人としての利益相反」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 職員等の企業等から得る産学官連携活動等に係る個人的な利益が、法人における当該職員等の責任と相反する状況にあること。
- (2) 職員等の産学官連携活動等に係る兼業（第3条第2項第3号に規定する兼業をいう。以下同じ。）先に対する責任が、法人における当該職員等の責任と相反する状況にあること。

(個人的な利益の報告)

第10条 職員等は、各年度において、企業等から、次の各号のいずれかに該当する産学官連携活動等に係る個人的な利益を受けたとき（第2号の適用に限り当該職員等の配偶者及び生計を一にする一親等内の親族が個人的な利益を受けたときを含む。以下同じ。）は、別に定める様式による自己申告書を、翌年度の5月末日までに、所属長を経由して（所属長がない場合にあっては、直接）学長に報告しなければならない（次項の規定により既に報告済みであるものを除く。）。ただし、企業等が企業以外の国内の公共的機関（国、地方公共団体、大学、独立行政法人等）であるときは、この限りでない。

- (1) 兼業に係る報酬、研究成果の実施料収入若しくは売却による収入（国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号）第9条の規定に基づき法人により支払われる補償金を除く。）又は企業等から若しくは企業等の資金を原資として法人から給与の全部若しくは一部が支払われるとき当該給与の全部若しくは一部（企業等から得たこれらの個人的な利益が合計100万円以上であるときに限る。）
- (2) 株式等（法人と共同研究契約その他の契約関係にある企業等の株式等に限る。この場合において、株式が未公開か公開かを問わない。ただし、未公開株式にあっては全て。公開株式

にあつては、発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。以下同じ。)の保有(当該年度前に取得した株式等の保有を含む。)

- (3) 第1号に掲げるもののほか、企業等から職員等に対して提供される法人の管理下でない金銭、物品、役務等であつて職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるもの
- 2 前項各号に定める産学官連携活動等に係る個人的な利益を新たに取得し、又は報告したものに変更があつたときは、随時学長に報告しなければならない。ただし、前項第1号に規定するものの報告については、各年度において取得する見込みの個人的な利益の合計が100万円以上である場合に限るものとする。

(審査の付託及び勧告)

第11条 学長は、職員等から前条の報告があつた場合は、必要に応じて、事実関係の調査及び次に掲げる措置を勧告すべきか否かの審議を、第4条第1項の特別な組織に付託するものとする。

- (1) 兼業先企業等の役員 の 辞任
- (2) 株式等の譲渡
- (3) 産学官連携活動等の計画変更
- (4) その他必要な措置
- 2 学長は、前項の審議の結果、職員等の行為が産学官連携活動等の公正な実施を阻害するとともに、法人及び職員等の社会的信用及び名誉を毀損するおそれがあると判断したときは、当該職員等に対し、前項に規定する措置を勧告することができる。

(異議申立て)

第12条 職員等は、前条第2項の勧告に不服があるときは、学長に対し、異議申立てをすることができる。

- 2 前項の異議申立ては、勧告を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。
- 3 第1項の異議申立てがあつたときは、学長は、当該異議申立てについて、利益相反アドバイザリーボードに付託するものとする。

第13条 前条第3項の付託に係る審議の結果、異議申立てに理由がないとされたときは、学長は、異議申立てをした職員等に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 前条第3項の付託に係る審議の結果、異議申立てに理由があるとされたときは、学長は、当該勧告を取り消し、又は変更するものとする。

第5章 組織としての利益相反

(組織としての利益相反の定義)

第14条 この法人規則において「組織としての利益相反」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 法人が外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他法人の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えること。
- (2) 法人のために意思決定を行う権限を有する学長、理事、副学長又は学術院長、学群長、総

合学域群長、系長、附属図書館長、附属病院長若しくは附属学校教育局教育長等が外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他法人の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えること。

(法人が外部との関係で特別の利益を保有している場合)

第15条 法人が外部の企業等に対して知的財産権若しくは株式等を保有している場合又は外部の企業等から寄附金等を受けている場合等において、当該企業等の物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は当該企業等と受託研究若しくは共同研究等を実施するための契約を締結しようとするときは、法人の契約担当役又はその権限を委任された者(専決者又は代理決裁者を含む。)は、別に定めるところにより、利益相反アドバイザーに連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた利益相反アドバイザーは、契約の締結が適切かどうかを判断し、不適切であると判断した場合は、その旨契約担当部署に連絡するものとする。適切であると判断した場合でも、利益相反の状況の軽減に資する措置を助言することができる。

3 前項の場合において、利益相反アドバイザーは、事案の重要性及びその深刻度に応じて、判断をする前に、利益相反委員会又は利益相反アドバイザリーボードと協議することができる。なお、利益相反アドバイザーが、自ら取るべき措置を判断した場合においては、直近に開催される利益相反委員会及び利益相反アドバイザリーボードに報告し、その了承を得なければならない。

(法人の意思決定権者が外部との関係で特別の利益を保有している場合)

第16条 学長、理事、副学長又は学術院長、学群長、総合学域群長、系長、附属図書館長、附属病院長若しくは附属学校教育局教育長等(配偶者及び生計を一にする一親等内の親族を含む。)が外部の企業等から金銭的利益を得ている場合又は外部の企業等と特別の関係にある場合等において、法人が当該企業等の物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は当該企業等と受託研究若しくは共同研究等を実施するための契約等を締結しようとするときは、当該意思決定を行う権限を有する者(権限の委任を受けた者又は専決者若しくは代理決裁者を含む。)は、別に定めるところにより、利益相反アドバイザーに連絡するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、利益相反アドバイザーが前項の連絡を受けた場合に、準用する。

(関係部局等による情報の共有)

第17条 単一の企業等から年度当たり一定額を超える寄附金等を受け取った場合は、別に定めるところにより、関係部局等において情報を共有するとともに、当該部局等の研究倫理審査委員会又は利益相反委員会において、研究計画を審査する際には、研究者から自己申告のない場合においても、研究倫理審査を行うに当たっては、当該情報の有無を確認するものとする。

2 組織としての利益相反マネジメントを行うために必要な産学官連携活動等に関する情報については、別に定めるところにより、関係部署において情報を共有するものとする。

第6章 雑則

(情報の公開)

第18条 利益相反に関しては、法人においてできる限り情報公開に努め、特に、利益相反委員会

及び利益相反アドバイザーボードにおける審議結果については、個人情報として保護しなければならない事項を除いて、公開するものとする。

(文書の管理及び保存)

第19条 利益相反に関する文書は、第4条第1項の特別な組織において、適切に管理するとともに、原則として10年間保存するものとする。

(委任)

第20条 この法人規則に定めるもののほか、利益相反に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人規則は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 平成18年5月末日までにする個人的な利益の報告は、第4条の規定にかかわらず、この法人規則の施行日から平成18年3月末日までに受けた産学官連携活動に係る個人的な利益に限るものとする。

附 則 (平19. 2. 22 法人規則7号)

この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平19. 7. 27 法人規則44号)

この法人規則は、平成19年7月27日から施行する。

附 則 (平21. 9. 24 法人規則48号)

この法人規則は、平成21年9月24日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学利益相反規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平24. 9. 27 法人規則58号)

この法人規則は、平成24年9月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学利益相反規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平27. 4. 23 法人規則28号)

- 1 この法人規則は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学利益相反に関する法人細則(平成19年法人細則第2号)は、廃止する。

附 則 (平28. 2. 18 法人規則12号)

この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平29. 9. 21 法人規則30号)

この法人規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平30. 10. 25 法人規則49号)

この法人規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令元． 1 2． 2 6 法人規則 3 2 号）

（施行期日）

- 1 この法人規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第 1 5 号）附則第 3 条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科の研究科長に係る第 1 4 条第 2 号及び第 1 6 条第 1 項の規定の適用については、この法人規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令 2． 3． 2 6 法人規則 3 4 号）

この法人規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 4． 2． 2 4 法人規則 9 号）

（施行期日）

- 1 この法人規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 令和 3 年度において受けた個人的な利益の報告については、この法人規則による改正後の第 1 0 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令 4． 3． 2 4 法人規則 4 0 号）

この法人規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 5． 1 2． 2 8 法人規則 5 1 号）

この法人規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。